

## 「簡易な施工計画」作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により、徳島県電子入札システムでは、平成29年7月1日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため、総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式2）の標準様式をワードファイルに変更しています。

平成29年7月1日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は、**PDF形式に変換**して申請してください。

なお、簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も、なるべく**PDF形式にて提出**するようにしてください。

商号又は名称：\_\_\_\_\_

## 簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：R2波土 浅川港海岸（浅川地区） 海・浅川 自動閉鎖陸閘工事（1）

評価項目	「品質・施工の確認方法、管理方法」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
<p>当該陸閘は、特殊な構造を持つ自動閉鎖陸閘でかつ、大型の扉体（W=5.5m,H=3.986m）であることから、運搬を考慮した扉体の分割が必要となるとともに出来形精度や品質の確保が求められる。</p> <p>また、現地搬入後の扉体の組立て・据付け時に支障を及ぼさないよう、運搬（積込み・運搬・荷下ろし）時に、扉体等の変形・破損を防ぐ取り組みが必要となる。</p> <p>加えて、陸閘は供用後、長期間安定して機能を確保していることが必要なため、据付け時の施工確認、据付け後の手動操作及び自動起立性能の確認が重要である。</p> <p>これらのことを踏まえて、次の全ての事項について具体的に記述すること。</p> <p>①製作における品質確保について</p> <p>②運搬（積込み・運搬・荷下ろし）における変形・破損防止対策について</p> <p>③据付け時の施工確認及び据付け後の性能確認について</p>	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。



商号又は名称：

---

## 簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：R2波土 浅川港海岸（浅川地区） 海・浅川 自動閉鎖陸閘工事（1）

評価項目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
------	------------------

### 具体的な施工計画

当工事は、大型の自動閉鎖陸閘及び胸壁工の新設工事であり、既設構造物の取壊しや現道掘削を伴うため、隣接する町道や漁業活動に利用されている物揚場の通行に影響を生じることから、利用者の安全確保について、十分な対応が求められるとともに、隣接して施工している自動閉鎖陸閘工事（2）との調整も必要である。

さらに、陸閘の設置後は、正常な起立動作を阻害する要因（戸当たり部への衝突による変形や扉体上面の支障物の存置等）に対して十分な配慮が必要である。

また、建設産業の担い手育成の観点から、この工事の施工においては、県民の建設産業への関心を深めるための取組（例：実際の施工現場を活用した作業体験等）を実施することとしている。そのためには、取組の提案や実施する際の関係機関との事前調整、安全確保等が求められる。

これらのことを踏まえて、次の全ての事項について具体的に記述すること。

①胸壁工施工時の安全確保について

②陸閘設置後の正常な起立動作を確保するための配慮及び工夫について

③建設産業への関心を深める取組と実施に当たっての事前調整等

※③の有効な取組については、その費用を変更契約の対象とする（入札額には含めないこと。）。

※③の申請について、受注後、関係機関等との事前調整の結果、実施ができないと判断できる場合は、受注者は「同等又は同等以上」の履行義務を負わない。

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。



### <記述上の留意点>

商号又は名称：\_\_\_\_\_

## 簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名： R〇〇 〇〇〇〇〇工事 ←※工事名が間違っていないか確認を！

評 価 項 目	「施工上の課題への対応」の的確性
---------	------------------

### 具 体 的 な 施 工 計 画

〇〇ということ（工事特性）に鑑み、〇〇する観点から、次の事項について記述すること。

- ① 〇〇・・・
- ② △△・・・
- ③ ■■・・・
- ④ ××・・・

※①の項目についての記述に対して、②の項目で評価することはないので、テーマに沿った記述になっているのか、再確認を！

特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る（補足：工程表）を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の文字の大きさの規格は10.5ポイント以上とする。

なお、「記述枠」の規格値は縦21.0cm、横17.0cm以内とし、55行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし、アンダーラインを使用して記述した箇所については、評価の対象としないので注意すること。

また、執行機関での印刷結果において、以下の項目に一つでも該当する場合は、「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。

- ① 文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合
- ② 「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から5mmを超えて大きい場合
- ③ 「記述枠」内に56行以上の記述がある場合
- ④ A4版でない場合
- ⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合

注1：手書きの場合も同様とする。

注2：文字のうち、写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題、図表等と一体とみなすことができる名称等、また、英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。

注3：「記述枠」内に県が記載している文章については、テーマ番号以外は削除しても良いが、記載が残っている場合は、行数に含める。

注4：空白行は、行数に含めない。

注5：写真・図は行数に含めないが、表中の行は行数に含める。

<記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限>

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。